

第3部 第5 都市交通環境の整備

I 基本的な考え方

● これまでの取り組みと課題

コミュニティバスについては、交通不便地域の解消を目的に、これまで6路線を運行してきました。運行開始から10年を経過し、既存路線の見直しや路線の新規運行など、さらなる利便性の向上が求められています。

放置自転車対策として、鉄道駅周辺を中心に駐輪場を整備してきており、一定の成果を上げてきました。しかし、様々な運営形態や料金体系が混在しているため、分かりやすく利用しやすい駐輪場の整備や適正な受益者負担の検討が必要です。

交通安全対策については、平成16年に「自転車の安全利用に関する条例」を制定し、自転車安全講習会を開催し、受講者に対して安全運転証を交付するなど自転車運転のルール・マナーについて啓発を行ってきました。しかしながら、依然として自転車に関連する事故が多いことから、警察と連携したさらなる対策の強化が必要です。

● 施策の方向

誰もが安全で安心して快適に移動できる公共交通環境の整備をめざし、地域公共交通活性化協議会を中心に「交通総合協働計画2022(仮称)」を策定し、推進します。

コミュニティバスについては、「コミュニティバス事業基本方針」に基づき、路線バスとの役割分担や地域特性に合ったコミュニティバスの運行を推進します。

駐輪場については、管理運営のあり方や適正な受益者負担について検討し、誰もが安心して利用できる駐輪場の整備をめざし、「駐輪場整備基本方針」を策定し、推進します。

交通安全対策については、近年、自転車に関連する事故、ルール・マナー違反等が増えていることから、自転車安全講習会の拡充や警察と連携した新たな取り組みを検討し、推進します。

I まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
駅前地域の放置自転車の台数	302台	200台	150台	100台以下

三鷹駅南口の自転車放置防止禁止区域における一日あたりの放置自転車の台数を、交通環境の向上度を示す指標とします。利用しやすい駐輪場の整備や自転車の放置防止対策を推進し、駅前地域の交通環境の改善を図ります。

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
コミュニティバスの輸送人員	1,128,795人	1,250,000人	1,370,000人	1,500,000人

コミュニティバスは、交通利便性の向上をめざしており、年間の輸送人員をその指標とします。近年の輸送人員の状況は横ばいから微増傾向にあります。さらに利用しやすいコミュニティバスの運行をめざしていきます。

III 施策展開における協働と役割分担

● 市民、事業者、関係団体等の役割

- ・ 市民は、自転車の利用にあたっては、交通ルールを守ります。
- ・ 鉄道事業者は、鉄道利用者のための駐輪場設置に努めます。
- ・ バス事業者は、誰もが利用しやすいバスの運行に取り組みます。
- ・ 「三鷹市交通安全対策地区委員会」は、市民生活の安全を推進するため、地域の交通安全事業

に取り組みます。

● 市の役割

- ・ 市は、地域住民の意見を踏まえ、地域特性に合ったコミュニティバスの見直しや新規運行に取り組みます。
- ・ 市は、利便性の高い駐輪場施設を整備するとともに、適正な利用料金の設定を検討します。
- ・ 市は、警察や「三鷹市交通安全対策地区委員会」と連携し、自転車の運転ルール・マナーの啓発活動など、交通安全対策を推進します。

IV 施策・主な事業の体系

◎: 主要事業 ※: 推進事業

1 計画の策定と推進

(1)「交通総合協働計画2022(仮称)」の策定と推進	◎ ①「交通総合協働計画2022(仮称)」の策定と推進
-----------------------------	-----------------------------

2 公共交通機関の整備・拡充

(1)みたかバスネットの推進	◎ ①都市再生と連携したみたかバスネットの推進 ②既存バス路線見直しの要請 ③早朝・深夜バス便拡大の要請
(2)バリアフリーのまちづくりの推進	①交通関連施設のバリアフリーの推進
(3)バス停関連施設の充実	※ ①バス乗り換え駐輪場(サイクル・アンド・バスライド)の拡充整備 ②バス停施設(屋上・ベンチ等)の高品質化 ③バス接近表示システム(バスロケーションシステム)拡充の要請 ④幹線道路の歩道・バスベイ(歩道の切り込みのある停車帯)の整備
(4)バスレーンの設置	※ ①吉祥寺通り等へのバス優先レーン設置の検討
(5)新交通システム導入の要請	①LRT等新交通システム導入の要請

3 交通環境の整備

(1)環境に優しい交通環境の推進	※ ①公共交通機関へのクリーンエネルギー自動車の導入 ②電気自動車(EV)等次世代交通の普及に向けた研究 ③カーシェアリング等の普及浸透による自家用車総量抑制に向けた取り組みの検討 ④市内道路の通過交通抑制に向けた制度の検討
(2)交差点改良事業の促進	◎ ①交差点あんしん歩行プラン(仮称)事業の推進(「第3部-第1 安全で快適な道路の整備」参照) ②交差点すいすいプラン事業の促進(「第3部-第1 安全で快適な道路の整備」参照) ③隅切り・視距改良の推進
(3)放置自転車等対策の推進	①放置禁止区域内の指導・規制の強化 ②自転車のリサイクル推進
(4)自転車交通環境の整備	◎ ①「駐輪場整備基本方針」の策定と推進 ◎ ②自転車走行空間のネットワーク化の検討及び整備の推進(「第3部-第1 安全で快適な道路の整備」参照) ※ ③レンタサイクルシステム等の活用の充実 ※ ④自転車通行安全対策の推進 ⑤民間駐輪場設置に対する助成
(5)違法駐車対策の推進	※ ①道路管理指導の徹底と交通管理者との連携の強化
(6)駐車場整備の推進	①民間駐車場の整備助成 ②「駐車場整備計画」の見直し・推進

(7)歩道の安全性の向上	◎ ①バリアフリーの道路整備の推進 (「第3部-第1 安全で快適な道路の整備」参照)
	◎ ②架空線の地中化・無電柱化の推進 (「第3部-第1 安全で快適な道路の整備」参照)
	③電柱移設等による歩行空間の改善の推進 (「第3部-第1 安全で快適な道路の整備」参照)
	④歩道の拡幅整備
	⑤ポケットスペースの設置
	⑥不法占用物件の取締り強化
	⑦ガードレール等の設置

4 交通安全の啓発

(1)交通安全教育の推進	◎ ①道路管理者や地域等と連携した自転車事故防止に向けた交通安全施策の推進
	②自転車安全講習会の拡充
	③交通安全教室の実施・拡充
	④街頭指導・広報活動の充実
(2)交通安全運動の推進	①交通安全運動の推進

5 被害者共済事業の充実

(1)交通災害共済事業の充実	①交通災害共済制度の加入促進
----------------	----------------

6 推進体制の整備

(1)関係機関との連携	①警察、関係機関、交通事業者との連携の強化
-------------	-----------------------

V 主要事業

1-(1)-①「交通総合協働計画 2022(仮称)」の策定と推進

地域に暮らす誰もが安全で安心して快適に移動できる公共交通環境の整備をめざし、地域公共交通活性化協議会において、「交通総合協働計画 2022(仮称)」を策定します。計画は、高齢者や障がい者、乳幼児とその保護者等の交通弱者の移動権の保障も含めたセーフティネットの構築や、バリアフリー、環境配慮の観点も踏まえた多様な事業メニューや事業主体について検討したうえで策定することとし、策定した計画に基づき公共交通環境の改善に向けた事業を推進していきます。

	計画期間(平成34年)の目標	前期				中期 (27~30)	後期 (31~34)
		23	24	25	26		
「交通総合協働計画 2022(仮称)」の策定と推進	策定、推進	策定	推進				→

2-(1)-① 都市再生と連携したみたかバスネットの推進

「コミュニティバス事業基本方針」に基づき、路線バスと補完交通としてのコミュニティバスの役割分担を踏まえ、地域特性に合わせたコミュニティバスの運行を進めます。

新川・中原ルート of 早期運行開始を優先的に取り組むとともに、市民センターエリアへのアクセスの確保を視野に入れながら、北野ルート、三鷹台ルート、西部ルート等の既存ルートの見直しを検討します。また、路線バスとの連携を強化しながら、乗換制度の拡充についても検討し、みたかバスネットの推進を図ります。

	計画期間(平成34年)の目標	前期				中期 (27~30)	後期 (31~34)
		23	24	25	26		
都市再生と連携したみたかバスネットの推進	見直し・運行	見直し					→

3-(4)-① 「駐輪場整備基本方針」の策定と推進

放置自転車対策は大きな問題であり、駐輪場整備は急務の課題となっています。そこで、「駐輪場整備基本方針」に基づき、鉄道駅周辺の駐輪場の整備を引き続き推進します。特に、三鷹駅南口周辺に市有地等で運営している駐輪場用地を有効活用するために、市が所有する駐輪場用地の立体的活用を検討し、駐輪場を整備します。

さらに、鉄道事業者に対して、駅周辺地区の駐輪場整備について、協力を要請します。

また、受益者負担の適正化の視点から、順次、駐輪場の有料化を実施します。

	計画期間(平成34年)の目標	前期				中期 (27~30)	後期 (31~34)
		23	24	25	26		
「駐輪場整備基本方針」の策定と推進	推進	策定	三鷹駅周辺の整備	公園駅・つつじヶ丘駅周辺の整備	三鷹台駅・井の頭	整備の推進 基本方針に基づく	→

4-(1)-① 道路管理者や地域等と連携した自転車事故防止に向けた交通安全施策の推進

交通安全の推進のためには、道路の改良や交通規制の整備などのほか、車や歩行者などの交通ルールの徹底やモラルの向上を進める必要があります。また、自転車に関連する事故等が増加していることから、三鷹警察署など関係機関と連携し、交通ルールの周知やマナー向上に向けた指導の強化を図り、その効果が徹底されるような手法の検討を進めるとともに、自転車安全講習会の受講者拡大を図ります。

	計画期間 (平成34年)の目標	前期				中期 (27~30)	後期 (31~34)
		23	24	25	26		
道路管理者や地域等と連携した自転車事故防止に向けた交通安全施策の推進	推進	推進	検討・推進				→

VI 推進事業

2-(3)-① バス乗り換え駐輪場(サイクル・アンド・バスライド)の拡充整備

鉄道駅周辺への自転車の流入を抑制し、居住地域の最寄りバス停の利用を促進するため、バス乗り換え駐輪場(サイクル・アンド・バスライド)としてバス停の近隣地に駐輪場を拡充して整備します。

2-(4)-① 吉祥寺通り等へのバス優先レーン設置の検討

吉祥寺通り(3・4・14号線)は各方面へのバス交通の動脈となっており、将来的な都市計画道路整備に伴い、バス優先レーンの設置を検討します。

3-(1)-① 公共交通機関へのクリーンエネルギー自動車の導入

排気ガスの排出削減と地球温暖化対策の先導的な取り組みとして、コミュニティバスの一部路線でクリーンエネルギー自動車である電気コミュニティバスの走行を進め、環境負荷の少ない公共交通機関の普及に努めます。

3-(4)-③ レンタサイクルの活用の充実

駐輪場の有効活用及び放置自転車数の減少を図るため、撤去自転車のレンタサイクルへの活用を充実します。

3-(4)-④ 自転車通行安全対策の推進

通学路や、事故の多発する交差点及びカーブ等への滑り止めカラー舗装を実施します。

3-(5)-① 道路管理指導の徹底と交通管理者との連携の強化

違法駐車防止に関する条例に基づき、違法駐車防止について三鷹駅前エリアや三鷹の森ジブリ美術館周辺などを重点とした対策を進めるとともに、三鷹警察署など関係機関と連携を図りながら、違法駐車のない安全で快適な交通環境の整備を推進します。

Ⅶ 関連個別計画

- ・交通総合協働計画 2022(仮称)
- ・バリアフリーのまちづくり基本構想 2022(仮称)